



で、それが仕上がっていけば「A」で評価ができたと思いますが、出来上がっていないので、今回は1つ下げました。ですので後退した訳ではありません。ただ、最後の詰めができなかったということで「B」と判定しているのです、それについては、次の計画で進めていこうと考えています。

(事務局 安達)

地域ケアの今後でございますが、仕組みとしましては、前進はしているものの実際は高齢者だけで地域の見守りをどうするのか、孤立化をどうするのかなどと絞り込んでいきましたが、障がいであるとか、権利擁護であるとか、児童とかがあり、それらをまとめて今後、どのようにしていくかというご意見もございまして、高齢者は我々の所管ではございますが、全体的には地域福祉課の所管で、もう少し実りのある充実したものを構築していかななくてはならないという認識をしております。

(事務局 浅野)

認知症予防の推進についてですが、実施に平成23年度に限って言いますとプログラムと申しますか、充実したものにすることができませんでしたので「C」のままとさせていただきます。これは1つには、今までの対象者の抽出というのが難しい、なかなか把握するのが難しいという点であったのですが、平成24年度から介護予防の要介護・要支援の状態になる恐れのある方、2次予防対象者と言いますが、この方たちの把握の方法を変えまして、平成23年度までは介護予防検診を受診した方のうち、該当した方が対象でしたが、平成24年度から65歳以上の認知症を受けていないすべての方にアンケート形式で郵送という方式に変更しました。

これは今、進めながらですので具体的なところは、まだ、はっきり決まっている訳ではないのですが、その中で認知症の方であるとか、閉じこもりの方、こういった方も介護予防検診を受診してから把握するのではなく、アンケートに答えていただく中で、そういった方を把握していく方法に変更していますので、現在、音楽のリズム教室もやっていますけれど、そういったものを他市でも認知症進行予防としての予防教室として位置づけて行っているところもありますが、こういった事業に案内したりして取り組んでいければと考えています。

(平馬委員)

今年度からは、「B」から「A」へ、「C」から「B」へとなるようにしていただきたいと思います。

(浅野委員長)

先ほどの地域ケアについてですが、事務局の社会福祉協議会としては、地域ケア会議でどのような働きをしているのか、社会福祉協議会の会長の立場としていかがですか。

(加納委員)

芦屋市の社会福祉協議会としましては、一番難しいところです。事務的なことは社会福祉協議会で処理すると当初は決まっていたのですが、事務的なことだけで済まされるものではなく、内容にも関わっていくことになっていきます。社会福祉協議会と地域福祉課だけの問題ではなく、地域における自治会の方たちとの関係、地域の関係機関と、どのようにうまく活かせるかという発信型ネットワークの目的だと思っております。

どう巧く引っ張っていくのがいいのかと社会福祉協議会としては感じるのですが、なかなか、そのリーダーシップをとれるだけの職員もいないし、また職員だけの問題ではないのですが、そこは各々の理解ができていないのが現状です。

質問をしたいのですが、1つは、よく私たちが高齢者生活支援センターと地域包括支

援センター，最初は，地域包括支援センターに何でも相談して情報をなげなさいというふうには民生委員・福祉推進委員に言っていました。高齢者生活支援センターは，芦屋市独特な呼び名で，全国的に地域包括支援センターと呼んでいるのですが，芦屋市は，高齢者生活支援センターとどうして呼んでいるのですか。芦屋市が高齢者生活支援センターという形になったのは，今頃，質問するのはどうかと思いますが，何かメリットがあるのか，それと課長の説明で，ゆくゆくは高齢者だけでなく，障がい者や児童の問題も広げていくとのことですが，いい加減に元に戻した方が地域にとっては解り易いです。地域包括支援センターと高齢者生活支援センターと一緒に機能がありながら，ますます地域が迷うことになるので，これをどう考えていらっしゃるのかという質問と認知症高齢者への支援としての「早期発見，相談体制の充実」の項目で健康課との関わりで，福祉センターの総合相談窓口と健康相談とは意味が違うのではないのですか。

福祉センターの相談窓口というのは，障がい者だと複合的な窓口で，実際にはこれが果たして，センターの相談窓口としてどれだけ活用されているのか，市民に浸透しているのか，私は社会福祉協議会の会長としての立場では，この形で残っていくのは，地域のサービスになっているのか，総合相談窓口ということにこだわって，なんとかしないという思いは，健康相談の窓口ではありませんし，どのような接点でここに記載されているのか解りません。

(浅野委員長)

これからのこともありますし，事務局からどのような考えなのか，説明願います。

(事務局 安達)

1つ目の質問の地域包括支援センターと高齢者生活支援センターの違いですけれど，地域包括支援センターは3職種が揃ったセンターでございまして，当初，平成18年度は，潮見と精道と西山手の3箇所，それ以外の東山手の聖徳園と関西電力のエルホームはランチということで社会福祉士1名を配置していました。

芦屋市では高齢者生活支援センターというネーミングでやってきた訳ですが，現在は4箇所が地域包括支援センターでございまして，地域包括支援センターという名前を使ってもおかしくはないのですが，やはり，高齢者生活支援センターというネーミングで今までできておりますので，今のところこのまま続けていきたいと思っています。確かに地域包括支援センターと高齢者生活支援センターは違うかのように誤解されるかもしれませんが，こちらとしては，高齢者生活支援センターの周知に努めていきたいと考えています。

2点目の総合相談窓口でございまして，当初の福祉センターの創設のときに行政内部や関係機関と協議をした中で，福祉センター1階の総合相談窓口で複合的事案も相談にくるだろうということが1つありました。一方，高齢者の相談なのか，権利擁護の相談なのか，その中で母子の問題などは，健康課などで対応することになっておりますので，繋げていかななくてはならないということがありまして，想定していたことですが，実際は想定よりも，それほど相談件数がなかったこと，それから相談窓口には社会福祉士を配置したのですが，社会福祉協議会も含めて各関係機関と連携がスムーズではないこともありますので，月1回，福祉センター内の連絡会があるように聞いています。それが管理面で終わっているところもございまして，今後は具体的な福祉のソフト面，中身の相談もしていかななくてはならないし，連携も必要で今期の施策の中で推進していくということにしているところです。

(加納委員)

早期発見，相談体制のところには健康課と両方書いていますよね。福祉センターができ

た大きなメリットの謳い文句は、総合相談窓口ができますよ。そして、どんな相談でも受けますよ。そして、関係機関に繋がりますよ。というのがトレードマークになっていたかと思いますが、それについては何か寂しい状態ではないかという心配で申し上げていまして、もっと福祉センターの活性化として、総合相談窓口としての折角の狙いが段々薄れていくのではないかと思います。これは高年福祉課だけの問題ではないかと思いますが、関係していると思ひ少し質問してみました。

(浅野委員長)

今後の課題として検討してください。権利擁護と認知症の件についてはどうですか。認知症の会として実際に活動されていてどうですか。

(安宅委員)

これを拝見いたしましたして少し気になったことですが、早期発見のところ、かなり聞かれる質問に認知症についてはどこの病院に行けば良いのですかとよく聞かれます。受診される方からも聞かれるのですが、芦屋市内にはないですね。私は前から市民病院に物忘れ外来を設置してほしいと言っているのですが、精神科の患者ではありませんが、精神科へ行くのを躊躇される家族の方がいらっしやいまして、早期発見ですので、本人もまだしっかりされていますので、精神科について詳しくご存知でなく、あまり精神科を良く思っていないらっしゃらないようで、物忘れ外来といった名称でおこなってほしいという思いがあります。

認知症サポーター養成講座で何度か講師をさせていただいているのですが、中には2、3回聞いてくださる方がいらっしやいますが、その後、聞いてくださった方がどうしていくのだろうと思います。多人数でない30人未満の少人数で話し合うと質問を多くいただきます、来てくださる方の質問が多いということは、やっぱり関心をもって来てくださっていると思ひ、サポーター養成講座を今後も開催させていただきたいと思ひます。

今は、社会福祉協議会さんが事務局になっていらっしやいますので、よろしくお願ひします。

(浅野委員長)

今は、社会福祉協議会の関係ですね

(加納委員)

今は、福祉センターで活動していることが多いです。

(事務局 安達)

今、事務的なことはすべて社会福祉協議会にお願いしています。以前は、市の方でサポーター養成講座を行っていましたが、今は、社会福祉協議会になっています。

(安宅委員)

以前、参加者が少なくなってきましたが、それは、専門的な先生に来てもらったりするのですが、内容的に専門的になる養成講座になったため、今は、幾つかのパターンのビデオを用意し、それを利用して話しをさせていただいているのですが、よくおしゃべり形式で行ったりしますので普通の方でも解り易いと思ひます。

(加納委員)

今度、民生委員の高齢者部会があって、キャラバンメイトである下條さんに認知症の研修をお願いしています。

(安宅委員)

私たちも素人から始めたサポーターですが、やっぱり高齢化してきますし、依頼があればお話しさせていただくのですが、市役所できちとした形で認知症サポーターができる方がいいと思ひますので、ぜひ、お願ひしたいと思ひていますがいか

がでしょうか。

(事務局 安達)

市の職員の研修といいましょうか。人事課の方で研修計画の1つとして挙げてもらうことになっています。年明け1月までには、認知症サポーター養成講座と認知症の実情を事務局から説明させていただきたいと思っています。確かに、市民課とか税務担当課の窓口が高齢者の方が来られた場合、福祉の職員は、ある程度分かりますが、福祉以外の部署の職員も一生懸命聞いてはいますが、困っている状況も見受けられません。そういうこともございますので認知症サポーター養成講座と現状についてお話しさせていただきたいと思います。

(浅野委員長)

全国的な傾向ですが、認知症サポーターの養成はしますよね。養成した後、実施した活動をどうするのか繋がりが非常に難しい。認知症の理解はできるのですけれど地域で役立つ活動を、やはり少し仕掛けのようなものを福祉課の方で考えていただかないと、理解を深める市民を創るのはいいことですが、実際に、どの程度、役に立っているのか、全国的な問題ではありますが、ぜひ、多数でなく少数でもいいと思いますが、こういう活動をとおして、ここで実績をつくっていただくことは大変だと思いますけれどもやっていただきたい。

(事務局 安達)

委員長のおっしゃるとおりでございます。昨年、私たちの職員も何度か研修に行っています。研修ですが、しくみづくりの研修でございます。前回の委員会でもお話ししたかもしれませんが、芦屋市としてどのようなしくみが望ましいか、また安宅委員にもご協力いただきたいと考えています。今年度にも着手したいのですが今のところ、いろいろな行事や事業がございまして、まだ全然できていない状態です。

(浅野委員長)

権利擁護については何かありますか。権利擁護支援センターの相談件数が随分多く寄せられているということで、センターが創設されて、昨年のも3,733件で移行した相談があったのですが、それが成年後見制度を利用したのは何人であったのかということまで分かりますか。金銭管理、財産管理の相談はあったのですか。それについて実態はどうか。相談に留まっているのか、それとも、その問題に対して何らかの対応をしたのか

(事務局 安達)

権利擁護支援センターに移りまして、毎週火曜日に権利擁護相談がございまして。また高齢者生活支援センターで受けた相談を権利擁護支援センターに相談するケースもございまして。一般市民からの相談というのは、それほど多くはないと聞いています。主に高齢者生活支援センター、あるいは他の関係機関、市のケースワーカーからの相談をここで行っている状況です。市内で成年後見が何名いるのかということについては、裁判所の方では公開しておりませんので、市では把握しておりません。市長申立てについては、身内がない方等が対象で、件数は年間6件程ございまして。相談を受けて、どのように申請したのか全体の把握ができていませんけれども、成年後見制度の相談を受けて、法人後見もしております。

(浅野委員長)

窓口件数ですね。相談件数で、その後、その相談がどのようになったか行政としては把握していないのですか。

(事務局 安達)

全体としては、把握はしていません。

(浅野委員長)

権利擁護なのかドメスティックバイオレンスなのか、平成23年度1,343件相談があり、高齢者虐待が、それに対してどれだけ対応できているのか、窓口の件数でしか分からない

(事務局 安達)

あくまでも、のべ人数でありまして、同じ方が2~3回来られれば、件数も増えていきます。もうひとつは、定期的に高齢者生活支援センターとモニタリングをしていて、その中で虐待ケースとして協議していますので件数が多くなっています。

(事務局 山崎)

高齢者虐待ということであれば、件数は市で把握しています。相談対応については、高齢者だけでなく、障がい者なども含まれていますし、関係機関やお困りです課なども相談するケースがありますし、電話での相談も件数に含まれています。

ただ、その後、成年後見制度等を利用したのかは把握していないということです。

(加納委員)

しかし、こんなに数は多くはないと思います。

(事務局 安達)

生活困窮と生活相談であれば、2件としてカウントしていますので、この数字になっています。

(加納委員)

平成21年度、平成22年度、いくら通報件数の義務があるからとはいっても、こんなに数字は多くないと思います。

(事務局 安達)

基本的なカウントが統一できていないようなので訂正していきたいと考えています。

(浅野委員長)

少なくとものべ人数か実数とか統一していないと、活躍していることは解りますが、数字があまりにも多いように思います。

それでは、社会参加の促進と高齢者にやさしいまちづくりの項目について、事務局から説明してもらいます。

(事務局 木野)「社会参加の促進と高齢者にやさしいまちづくり」について説明。

(柴沼委員)

老人クラブは年々、会員数が減少しています。田舎では自動的に加入されるので増えますが、都市部では任意での加入のため増えないのです。全国的にも減少しています。

いろいろ話を聞いていまして、世代の違いで、我々の年代は奉仕という、つまり無料奉仕ですね。シルバー人材センターが増えるのは、そういったことが要因だと思います。これも全国的にそうです。これが大きな問題だと思います。これを踏まえてPR活動をしなければならないと思っています。それから、もう1つですが、地域リーダーとしての芦屋川カレッジです。生涯学習の推進というところですが、芦屋川カレッジの問題が書かれていますけれど、これは必要なことだと思っています。

それから、スポーツリーダーの問題です。このスポーツリーダーの活動機会は少なく、何ができるか、何をしてもらうか、検討していきたいと書かれています。実際、スポーツリーダーの研修はしています。していますが、その研修を受けた人達がどのような活動をしているか調べていないですね。

これが大きな問題です。あとトレースしてもらってですね、それが有効に活動してい

るか実績をみてもらわなくてはならないのです。これが抜けています，全くされていません，以上が問題点です。コミュニティ学習の活動の件ですが，生涯学習の会議に出席していましたが，コミュニティスクールとは小学校単位でおこなっていて，別に活動しているわけで老人クラブとしては別に活動を行っています。

(浅野委員長)

コミュニティスクールは，今後，どうすればよいのですか。

(野島委員)

いつの時代も同じですが役員の高齢化が進んでいます。子どもたちはよいのですが，高齢者には運動をしたい人，したくない人もいるようで，個人的にはするが，文化的なことに取り組み活動をされている方もいますが全体的にみて少ないと思います。

かといって，行政が何かをすることではなく，市民が行っていることなので任されているものです。

(浅野委員長)

他に社会参加についてありますか。

(佐治委員)

私のところでLSAをやっていますが，月に2～3回，喫茶をやっていてサロンもやるうということになっていて，いつもと違うプログラムを考えて来ていただく人が固定化しないように，少しでも新しい人が来てくれるように考えています。皆さんが，何でもかんでも来ていただけるものでなく，自分に興味があるものでないとなかなか来てもらえないので，それだけのものを用意したいですが限度があります。

健康相談や，お茶会をしたりすると新しい人が来てくれるので，工夫しながら，いろんな方が来ていただけるようにしています。予算が決まってはいますが，集まっていたくことによって情報を得ることができしますので，とても重要なプログラムだと思っています。

(浅野委員長)

ありがとうございます。シルバー人材センターの人数は増えているということも含めて，事務局からご意見がありますか。

(事務局 安達)

予算がつかないということは，恐縮するのですが，やはり，見守りというか，民生委員さんの協力という形での台帳の作成という形で訪問して見守り活動をしているのも1つではありますが，いろいろな行事，いろんな活動をしているので来て下さい，という拠点として安否の確認がとれるということも組み合わせていければと考えています。いわゆる少子高齢化という状況が本市もそうですが，町の変化という人と人とが関わらなくても生活できる環境とか，インターネットとか，店に行かなくても商品を買える，関わりたくないという方もおられますので，状況の変化が進んでいるのではないかと考えております。高齢社会大綱では人生80年といわれていましたが，人生90年時代と聞いていますので，状況に合わせた高齢者の福祉計画に取り組んでいきたいと思っています。

もう1つシルバー人材センターについて，会員900名になっており，契約金額も3億円と大きな額になってきています。ただ，会員が増えることにより，事務局の目が届かなくなり，今までのように細かい対応ができないようで会員の就労の場も十分に提供できないということがありますので，市としてはお願いできる業務は提供していきたいと考えています。

(浅野委員長)

それでは，次の3つ目の項目へといきたいと思っています。介護予防の推進ということで

事務局，説明をお願いします。

(事務局 浅野)「総合的な介護予防の推進」について説明。

(多田羅委員)

高齢者福祉という定義は，とても難しいと思います。若い世代の高齢者と事業を一緒にするのは，非常に無理があるように思います。ですから無理のないようにしてほしいです。80歳を超えると家にいてじっとしています。すべてが同じようにするのはできないと思います。データがおかしいと言われましたが，このようなデータを作って欲しくない。

例えば，権利擁護の相談と支援センターの相談件数とどう違うのか。表を分ける必要はないと思います，よくわからない表です，一緒にすべきだと思います。

それと資料が見にくい，もう少し解りやすくしてほしい，それと社会福祉協議会と福祉課との関係がよく解らない，認知症についても事業をどちらがイニシアティブをとってやっているのかが解らない。あっちこっちから嚙下についてなどの講師依頼がきますが，福祉という言葉がいっぱいあって，高年福祉，社会福祉などです。たくさんあり過ぎて，一般市民はどこへ行けば良いかわからないのが実情だと思います。

総合窓口でよいと思いますが，窓口が多すぎて縦割り行政になっていて見ても感じます，もう少し簡素化して解りやすくしてほしい。医療もそうですが，しくみを変えてもらわないとなかなか医療と介護などの谷間を埋めることができない。できるだけ簡素化して縦割り行政をしないようにできればお願いしたい。

(加納委員)

介護予防のさわやか教室ですが，市でインストラクターをつけて開催したり，地域包括支援センターで開催したりしているが，2サイクルです。6ヶ月は高年福祉課が責任をもってくれる，過ぎると自立しなさいとなっている。教室が6ヶ月で終了すると，それまで参加して慣れてきて，居場所を作って生活パターンになっていたのになくなるのです。

その後の谷間を社会福祉協議会が埋めています。できるだけ民間としてやっていく，繋げていく，行政としてやっていったあと，社会福祉協議会として小学校9箇所で行っている生きがいデイサービスをしております。インストラクターの費用も社会福祉協議会の負担で，地域の人を中心となって，そのお手伝いを社会福祉協議会が行っています。

社会福祉協議会は民間の団体機関ですからね。そういう縦割りなど地域にとってはできません。原則としてデイサービスを行うことにより，地域との繋がりをもてるのなら社会福祉協議会として続けていきたいと考えています。

(浅野委員長)

利用者にとって最善な形で行ってほしいと思います。次に4番目の項目にいきいたいと思います。

(事務局 浅野・鯉川)「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明。

(浅野委員長)

市内の居宅サービスや施設サービス等についていかがですか。

(安宅委員)

特別養護老人ホームの500人というのは，待機人数のことでしょうか。

(事務局 浅野)

そうです。

(安宅委員)

看取りということで受け入れる施設と受け入れない施設があるのではないかと，受け入



れない所のほうが多いのではないですか。療養型は廃止となっていくと、この時点では、芦屋は1件もないということでしたね。平成30年度まで延期になるのでどうなるのですか。

(奥村課長)

新しくできることはありません。今あるものが平成30年度までの経過措置で存続するものです。

(安宅委員)

看取りについて、在宅になって今後どうなるか不安です。老々介護や独居についてです。

(浅野委員長)

施設に入所を希望されていないのですか。

(安宅委員)

施設に入所を希望されている方もいますし、されていない方もいらっしゃる。施設にたよらず家族がみるとおっしゃる方など様々です。男性に多い傾向がありますが、しかし、認知の方を家族だけで介護することは難しいと私たちの家族の会に来られて気づかれる方もいらっしゃいます。

(浅野委員長)

第6次計画において、サービス提供基盤を確保するために、介護サービス事業者の選定基準や介護報酬の弾力的な設定について検討するとありますが、具体的にどうのことですか。

(奥村課長)

市町村が指定できるのは地域密着型ですが、それが国から市の条例へおりてきています。譲れない基準は部屋の大きさなどですが、運営基準など地域の状況に応じて少し変えることができますのでそれを指しています。激的に施設事業者が増えることはないのですが、少しでも事業者が参画しやすくなるのではないかと思います。それと報酬の設定ですが、国が総合事業を進めていて、市がサービスを設定することができる平成24年度以降のことを指しています。

(瀬尾委員)

私たちは、見守りと孤独死をなくそうと活動しています。

(浅野委員長)

第6次の計画の参考にさせていただきたいと思います。それと、もう少し事務局がフォローアップしてほしいと思います。1つの例として、現状を把握したうえで評価してほしいということです。それでは議事を終了します。

閉 会